

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社明電舎（証券コード: 6508）

【見直し変更】

長期発行体格付
格付の見直し A- 安定的 → ポジティブ

【据置】

国内CP格付 J-1

■格付事由

- 中堅重電機器メーカー。変電機器・電力エネルギーで構成される電力インフラ、社会システム・電鉄・水インフラで構成される社会システム、電動カソリューション・EV・電子機器・モビリティ T&S で構成される産業電子モビリティの他、フィールドエンジニアリング（保守・サービス）、不動産（賃貸用不動産）といった多様な事業を展開している。主要顧客は、官公庁、自治体、電力会社、鉄道会社、自動車関連メーカー、半導体製造装置メーカーなどである。成長事業の一つに位置付ける EV では電動車用モータ・インバータの量産体制を整え、事業の拡大を志向している。
- 多様な収益源を持つ強みが顕在化してきており、利益水準の底上げが進みつつある。需要が旺盛な海外変電機器の利益貢献が急速に高まり、保守・サービスの利益も伸長している。また、賃貸用不動産は引き続き安定した利益を創出している。財務面では、財務諸指標の改善が進んでいる。以上を踏まえ、格付を据え置き、見直しを安定的からポジティブに変更した。利益水準の底上げが進む蓋然性が一段と高まるようであれば、格上げを検討する。
- 25/3 期営業利益は 185 億円（前期比 45.3%増）の計画であり、過去最高を更新する見直しである。EV は世界的な EV 化減速の影響を受けているものの、保守・サービスが増益をけん引。海外変電機器も増益に貢献する見込みである。また、水インフラは素材・部材価格高騰の影響が解消に向かっており、半導体製造装置向けの電子機器の需要も回復の方向にある。26/3 期は EV の業績動向に不透明感があるものの、EV 以外の各事業はおおむね堅調に推移するとみられる。
- 財務面では自己資本の拡充を中心に自己資本比率やネット DER の改善が進んでいる。EV を中心とする成長投資が足元で一巡していることもあり、25/3 期も財務諸指標の改善が継続する公算が大きい。今後、成長投資が再開される局面も想定され得るが、自己資本の積み増しと自己資本比率の改善は継続される可能性が高い。

（担当）本西 明久・関口 博昭

■格付対象

発行体：株式会社明電舎

【見直し変更】

対象	格付	見直し
長期発行体格付	A-	ポジティブ

【据置】

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	400 億円	J-1

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2025年2月13日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：殿村 成信
主任格付アナリスト：本西 明久
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年10月1日)、「電機」(2024年2月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社明電舎
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル